

将門記承德点本の仮名遣をめぐって

小林芳規

一、はしがき

名古屋市真福寺宝生院に蔵せられる将門記承德三年書写本については、既に岡田希雄氏・平井秀文氏⁽¹⁾によって、国語学的に勝れた考察がなされており、爾後も諸氏によって、この本の中世語の語例などが指摘されて来た。筆者も、これらの先学の業績に導かれて、又戦後公刊された楊守敬旧藏本将門記覆製本と比較しつつ、この度やや詳しく読解する機会に恵まれた。その結果、先学の言及されなかった事象にも気づくことがあった。小稿は、その中で、仮名遣の一事実を取上げて先ず報告し、次いでこの事象をめぐって、これを使用した人物の素姓を知るべく、外面的な方法として記録資料に関係記事を求め、内面的な言語そのものの分析としては訓読語の系統という観点から検討を試み、最後に、それらについての解釈の卑見を述べたもので、茲に敢えて公にし、大方の教示を仰ぎたいと思う。

将門記承德三年書写本の卷末識語は次の如くである。
(本文と同筆)

承德三年(一〇九九)正月廿九日於大智房酉時許書了(以上一行)

(一行空白、別筆薄墨)

同年二月十日未時読了

別筆の筆致は特に、稚い筆のようである。これによって、書写と読了との年月日は明らかである。本文には全巻にわたって墨仮名・句点返点を施し部分的に漢字に声点⁽²⁾が加えられている。墨仮名には、山田孝雄博士の指摘される如く、「後に加へたりと思はる⁽³⁾」別筆(薄墨色、細めの字体)仮名が全巻に認められる。これは第一次仮名が多くはてにをはを主とする加点であるのに対して、それを補って和訓や字音などを書加えたものであって、第一次仮名に対して別筆仮名は、位置が離れていたり、横側であったりして、後からの書入れであることが明らかである。しかし仮名字体は、院政初期の様相を示しており、第一次仮名と大同であるから、殆ど同時期のものと見られる。

二、ヲとオとの仮名遣について

将門記承德本の別筆仮名には、「ヲ」と「オ」とが共に用いられている。第一音節に、「ヲ」を用いる語は五語七例、「オ」を用いる語は四語四例ある。次掲の如くである。

○第一音節に「ヲ」を用いる語例(△印は歴史的仮名遣に不一致。以下同じ)(各例の下の数字は複製本の丁数と表裏の別と行数とを示す)

△製 攻(六オ8) (「ヲソ」は別筆仮名)

△興 来(十三オ3) (「ヲソ」は別筆仮名)

△興 到(二十三オ9) (「ヲソ」は別筆仮名と見られる)

△推 擬入部(十二ウ9) (「ヲシ」は別筆仮名)

△驚 佈(四ウ7) (「ヲチ」は別筆仮名)

彼方岸(七オ5) (「ヲチ」は別筆仮名)

△其度 軍 行 頗有秋遣(八オ7) (「ヲキ」は別筆)

虫損のために字画の一部が欠けているがく読まれる

○第一音節に「オ」を用いる語例

△修 徳(十ウ2) (「オサムルニハ」は別筆仮名)

△他 田(十一オ9) (「オサ」は別筆仮名)

興世 王(十二ウ3) (「オキミ」は別筆仮名)

大分 (二十四オ3) (「オホムネ」は別筆仮名)

「ヲ」「オ」共に歴史的仮名遣に一致しない語例が過半数である。

しかも「ヲソヒ」の如く、同一語が三例共に「ヲ」を用いているのにも注意される。そこで両仮名の使用に何か規範があったか否かを知るために、各語の声調について調べると次の如くなる。

ヲソフ——製 (上上平) (圖書寮本類聚名義抄)

ヲソフ——製 (上上平) (觀智院本も同じ)

ヲス——排湯 (上平) (圖書寮本類聚名義抄)

推 (上平) (觀智院本類聚名義抄)

ヲツ——佈 (上平濁) (觀智院本類聚名義抄)

ヲチ(彼方)——圖書寮本觀智院本類聚名義抄なし。三千院蔵古文孝経建治三年点に「以往 (上上上上)」とあり、書陵部蔵

古文孝経永仁三年点、斯道文庫蔵古文孝経鎌倉期点にも同じ

声調が示されている。この漢籍の声調は觀智院本類聚名義抄

と同型と見られる。

ヲキテー——芸ヲキツ麿行已上同(前田家本色葉字類抄「ヲ」の

部)とあり、声調が知られる。

オサム——納処 (上平上) (圖書寮本類聚名義抄)

ヲサム (上平上) (觀智院本類聚名義抄)

作 (上平上) (觀智院本類聚名義抄)

オサ(他) 田——他田オサタ(黒川本色葉字類抄オの部、姓氏

尚、「訳 ヲサ(上上)」「長 ヲサ(上上)」「(觀智院本類聚名義

抄)と関係ある語と考えられる。

オキミ——王等 (上平上上平濁平) (觀智院本類聚名義抄)

即ち、ヲを用いる語は、声調が上声に始まり、オを用いる語は、声

調が平声に始る語であることになる。尤も、「ヲキツ」「オサタ」

は色葉字類抄の所屬によつたのであるが、この辞書の配列より見

て、ヲキツが上声、オサタが平声に始る語であつたと考えられる。

さすれば、別筆仮名のヲとオとの仮名遣は声調の相違と一致していることになる。しかも声調とヲオの仮名遣との関係は、大野晋博士

これに後から訓を補加している場合が多い。(「」内は別筆仮名)

通^{「サウラ」}方操^{「ユルヘヨミ」}於花夷^{「ニツタヘム」}流^{「ヒヨクシラ」}比^{「ヒヨクシラ」}翼^{「ヒヨクシラ」}(二ウ五)

緩^{「ユルヘヨミ」}絃^{「ヒヨクシラ」}安居^{「ヒヨクシラ」}(十八オ七)

(2) 右と関聯して、承德本全巻を通じ、同一漢字に二訓を併記した例は極めて少く、下掲の五例のみであり、三訓以上を併記した例は見られない。二訓併記の中、一訓が第一次仮名で、他訓が別筆仮名であるのは、次の二例のみである。

推^{「チシバ」}擬^{「シバ」}入部^{「シバ」}者^{「シバ」}(十二ウ九) (「ヨシ」は別筆仮名)

慎^{「チハシル」}八幡^{「チハシル」}大菩薩^{「チハシル」}使^{「チハシル」}(十七ウ六) (「クチハシル」は別筆仮名)

それぞれの第一次仮名と別筆仮名とが異訓であるのか、同訓であったり別筆仮名の方が詳しく補記したものは、明らかでない。しかし、(1)の場合から推せば後者の可能性が大きい。尚、残りの三例は、併記された二訓がともに同じ手の仮名である。

藤原^{「ヒサ」}尚範^{「ヒサ」}(十七ウ四) (「ヒサ」「ナラ」共に別筆)

被^{「ナラ」}戮^{「ナラ」}害^{「ナラ」}者^{「ナラ」}(八オ九) (「リツ」「チウ」共に別筆と見られる)

但^{「ハチ」}哀^{「ハチ」}亡^{「ハチ」}父^{「ハチ」}空^{「ハチ」}告^{「ハチ」}泉路^{「ハチ」}之^{「ハチ」}別^{「ハチ」}存^{「ハチ」}母^{「ハチ」}独^{「ハチ」}伝^{「ハチ」}山^{「ハチ」}野^{「ハチ」}之^{「ハチ」}迷^{「ハチ」}(一ウ十)

(3) 第一次仮名と別筆仮名との表記の相違

(1) 舌内撥音尾nを、別筆仮名では「ん」で表記するのに対して、第一次仮名は「ン」で表記する。

〔別筆仮名〕 鑿^{「ヤンケイ」}奎^{「ヤンケイ」}(十ウ三) 恪^{「カクコン」}慥^{「カクコン」}(十二ウ六)

〔第一次仮名〕 寃^{「エンクキヤウ」}狂^{「エンクキヤウ」}(十八ウ八)

〔第一次仮名〕 鉢^{「ハツ」}桶^{「ハツ」}(六ウ五) 恩^{「オン」}換^{「オン」}(十四ウ六)

〔第一次仮名〕 宅^{「タク」}烟^{「タク」}(十六オ一) 靈^{「レイ」}魂^{「レイ」}(十七ウ七)

(4) 唇内撥音尾mを、別筆仮名では「ウ」で表記する例がある。第一次仮名は「ム」で表記する。

〔別筆仮名〕 讒^{「サウケム」}綴^{「サウケム」}(八ウ九) 清^{「レイウ」}廉^{「レイウ」}(十ウ三)

〔第一次仮名〕 讒^{「サム」}人^{「サム」}(十一オ一)

(5) 舌内入声音を、別筆仮名で「ウ」と表記する例がある。第一次仮名では総て「ツ」で表記する。

〔別筆仮名〕 渤海^{「ボク」}国^{「ボク」}(二十オ四)

〔第一次仮名〕 草^{「セツ」}竊^{「セツ」}(十三オ六) 跋^{「ハツト」}扈^{「ハツト」}(二十三ウ八)

別筆仮名では、舌内入声の例は、右の一例のみであるから、すべて「ウ」表記であったのか、この固有名詞に限るのか明らかではない。

(6) 和訓の唇音の表記

〔別筆仮名〕 有^{「トイムハ」}近^{「トイムハ」}憂^{「トイムハ」}(二十五ウ八)

〔第一次仮名〕 不定^{「ナリトイフハ」}(一ウ一)

各一例のみであるが、別筆仮名が「イムハ」、第一次仮名は「イフハ」である。

(7) 別筆仮名にはeuをouで表記した例がある。

〔別筆仮名〕 末^{「ハチヨウ」}葉^{「ハチヨウ」}(十六ウ五)

この「葉」は字音仮名遺史上早くから注意せられて来た例であるが、これも別筆仮名の方に見られる。同じく別筆仮名には「驟」(十五オ一)もある。

(8) 別筆仮名には喉内入声音を「ツ」表記した例がある。

〔別筆仮名〕 戮^{「カク」}害^{「カク」}(十オ九)

かく、別筆仮名は、第一次仮名に比べて、表記上異なった態度を保持している。しかもそれは平仮名文的な要素(4)(5)(6)と発音に一層

忠実な要素 (㊦) (㊧) とを持っていると考えられる。この態度と、ヲオの仮名遣との間には密接な関係があると見られるのである。

三、承德本の書写者・加点者の教学環境について

承德本の書写加点の時期は先掲の識語で明らかであるが、これと第一次仮名と別筆仮名との相関には、次の二つの場合が考えられる。第一は、承德三年正月二十九日本文を書写し、二月十日読了の時に第一次仮名を施し、その後遠からざる頃、別筆仮名を補加した場合である。第二は、本文書写と同時に親本の仮名をも写したのが第一次仮名で、二月十日読了の時に別筆仮名を施した場合である。墨色や筆致から見れば後者の場合が有力であるが、これだけでは確言は出来ない。

さて、識語の中で、書写者なり加点者なりの素姓を知る唯一の手掛りは「於大智房」の文字である。そこで「大智房」なる僧坊ないしは僧侶を探した所、高野山中院の基舜が上って来た。「先徳略名口決」(統群書類従第二十八輯下)によると、

ナカノカハ、少将上人
中川実範 円光房

金ヲハ、南院阿——(開梨)

同(金)

明算 中院阿——
竜光院本願

同 禪定院
定算

同 大智房
基舜 阿弥陀院

同 阿弥陀院
経順

とあり、大智房と称する人に金剛峯寺の基舜がいたことが分る。右の中の経順・明算は特に有名で、例えば、「金剛峯寺執行檢校阿闍

梨補任略記」(統群書類従第四輯下)によると、

第七檢校 興胤山籠 号西室

第八執行 維範阿闍梨 号南院
年八十六

第九檢校 明算 治山十六年嘉承元年十一月
十一日入滅年八十六

とある。同じ金剛峯寺の基舜は、「本朝高僧伝」卷第十二(大日本仏教全書)には、

紀州高野山沙門兼賢伝 基舜

积兼賢。紀州海部人也。稟_ニ密於長禪阿闍梨。神采穎脱。衆人仰_レ風。禪公順世。移_ニ住北室。義学盈_ニ門。不_レ減_ニ師徳仁平三年冬補_ニ高野檢校。保元二年六月十三日以_ニ年七十即_レ世。有_ニ神足基舜_一。就_ニ賢公受_ニ中院之密灌_一。流_ニ覽_ニ經論。普通_ニ底理_一。時人呼_レ曰_ニ大智房_一。開_ニ大衆院_一為_ニ第一世_一。学密之徒温習絡繹。

融源。覺義。兼海諸彦。就_レ舜受_ニ瑜伽之指南_一。

とあり、又「野峯名徳伝」卷上(大日本仏教全書)にも、

○ 基舜。不_レ知_ニ何許人_一。從_ニ兼賢_一稟_ニ中院之純粹_一。性虚默識。經論博通。故人呼_レ曰_ニ大智房_一。大衆院之第一世也。五智房。覺義。兼海。就而受_ニ指授_一。

とある。この書には弟子の五智房融源について、

○ 融源。肥之前州人。覺_ニ鑠_一上人親族也。(略)其所居寺。今曰_ニ五智院_一。五智者師之字也。

とあり、僧名を所居の建物の名称とすることもあったことが知られる。

右の基舜の書本は、鎌倉時代初期に梶尾高山寺にも伝えられていたことが、高山寺僧覺_ニ鑠_一の書写本の奥書で知られる。

○ 高山寺藏極秘密許可印明口伝文 一軸 (重要文化財第二部三〇〇号) 訓点なし。

(奥書) 本云「保延六年(一一四〇)才次庚申九月十四日乙卯金剛峯寺五室別所而許可伝受了」求法沙門基舜在判

元久元年(一一〇四)十一月十四日書写畢沙門覺經二一十歳

○ 高山寺藏諸尊秘事口伝集二帖 (重要文化財第二部二八号)

(上奥) 八月十五六七八九之五箇日数伝受了」都合新帯三十三枚書写了如此秘密」口伝等師資相伝明鏡也」求法(梵字三字、アジャリ) 基舜之本」為後代記之在判」已上皆令授許証印給了在判

元久元年五月廿二日書写之了末学(彌)覺經生年二十一歳

(下奥) 都合新帯二十三枚之内不動十三枚愛王十枚書」写了如此秘密口伝等師資相伝明鏡也」求法(梵字三字、アジャリ) 基舜之本也為後代記之在判」右法等皆令授許証印給了在判」

建仁三年(一一〇三)十二月三日書之了 末学生覺經生年二十一歳
これによると基舜は、保延六年には金剛峯寺五室別所にいたことが知られる。

但し、承德本の大智房を基舜に擬するに際して、二点において疑点が残る。第一は、承德本の譚語の「大智房」は僧坊の名称であることである。しかし、先掲例でも知られる如く、僧坊名と僧名とが同一であることの多い事実からすれば、右の大智房が同時に僧名をも暗示する可能性が大きいのである。第二は、基舜の年齢についての疑である。基舜の生没は不明であるが、保延六年に生存したことは判明する。承德三年から保延六年まで四十一年間であるから、保延六年には基舜は五十歳台の中頃を越えていたことになる。所で基

舜の師の兼賢は、底本に誤りがなければ、保元二年に七十歳で歿しているから、右の年齢から推考すれば、基舜は師とほぼ同年齡だったことになる。常識的には弟子は師より若い筈であるから、この点から疑が残る訳である。しかし弟子が師より年上のももあり得るし、二・三歳の年下だとすれば承德三年には兼賢は十五歳だったことになり基舜が十二三歳ということになる。十三歳前後で漢籍を書写した例は存する所で、例えば真福寺近在の同じ真言宗関係の猿投神社に蔵する白氏文集卷第三観応点本はこの例で、その稚い筆致は通ずる所がある。ともあれ、「大智房」なる称そのものには真言宗との関係があるように見られる。

承德本の本文書写者に対して、「読了」者が誰であるかは全く不明であるが、本文書写より十日後のことであり、同一人か或いは同一教学環境に属するものであろう。従って別筆仮名の加点時がいずれにせよ、書写者と教学上近い関係にあった者と考えられる。しかも、それは訓読法より見て、僧侶でありしかも真言宗関係者の手になるものであることが証せられるのである。

四、承德本の訓読法について

承德本の訓読語の系統は、(1)楊守敬旧蔵本將門記の訓読語との比較と、(2)承德本における助字の訓法の特徴との二点から、真言宗の僧侶に関係の深いことが知られる。

(1) 楊守敬旧蔵本將門記の訓読語との比較

楊守敬旧蔵本將門記は、院政初期頃の書写で同期の仮名が施されており、承德本に先行する。この両本は、將門記抄本を除けば、現存する將門記古写本の総てであり、共に院政期の書写本として重要

である。しかも本文を同じくしながら、その訓法が甚しく異なるのも注意せられる。両本が、同一箇所で訓法を異にする所を整理すると、それぞれが別系統の訓法に属するものであることが分る。

先ず両本共に別筆があるが、承德本の別筆は既述の如く表記の相違はあつても訓法は補加的なものである。これに対して楊守敬旧蔵本には、少くとも第一種から第三種に至る仮名があり、それぞれ異訓を示すことが多い。しかし、これらの小異を越えて、両本の訓法に大差が認められる。それは、次掲の如く、承德本が、楊守敬旧蔵本に比較して硬い訓読調の強い訓法であることである。

a. 承德本が字音読の語を、楊守敬旧蔵本が和訓読にする。(二例)

(承德本)

(楊守敬旧蔵本)

所^ノ構^{タルム} 銚^ム楯^{シユン} (六ウ5)
将^シ門^シ帶^シ 山 (七オ3)

所^ノ構^{カマヘタル} 銚^{タル}楯^{ホコタテ} (七ウ)
将^{ハノ}門^ヲ帶^ラ 山 (左訓) 『タイシテ』 (九ウ)

發^ス一^ス遣^ス (九ウ2)

發^オシ^ツ遣^カハ^ス (左訓) 『ハケンズ』 (十九ウ6)

服^シ織^{ユウ} (七ウ8)

服^キ織^{ヲリ} (十三ウ2)

兄弟^イ之^ニ胤^ム (十三ウ4)

兄弟^ユカ^リニ (別訓) 『タネニ』 (三十三ウ2)

穀^ヒ糲^ヒ (「ヒ」に) (十五オ6)

穀^モ糲^ホシ^ヒ (三十八ウ6)

存^{セル}命^ル 黎^{セル}庶^ル (十九オ3)

存^{セル}命^ラ 黎^{レイ}庶^シ (五十一ウ4)

。權^{クワン}議^ギ。(「權」に去声点) (議」に平声点) (十九ウ9)

「サウケムハ」 讒^{サイ} 劔^{ケン} (八ウ9)

「エイシヤ」 蔡^{サイ}々^々 (十二オ7)

「チヨクシヤ」 匿^{ニク}々^々 (十二オ7)

「ニウリンシヤムニハ」 選^{セン}參^{サン} (九ウ1)

「ス」 吟^{イン} (十二オ8)

「ナリ」 不知^チ (十四ウ4)

「エシ」 宅^チ烟^{エン} (十六オ2)

「ラセイシヤ」 誅^シ戮^{ロク} (十五ウ2)

「ナリ」 甚^シ迂^ウ誕^{タン} (二十ウ8)

「ハラクリ」 穢^{タイ}穢^{タイ} (二十一ウ5)

「ハカラヒキス」 權^{クワン} 議^ギ (「ラシ」) (ハカラサル) (五十三ウ8)

「ワツカニツルギキ」 讒^{サイ} 劔^{ケン} (十七ウ3)

「ニラトモ」 蔡^{サイ}々^々 (「トシテ、」) (二十九ウ3)

「カクルトモ」 匿^{ニク}々^々 (二十九ウ3)

「カヘリ」 選^{セン} 參^{サン} (シテ) (十九ウ5)

「フチ」 不知^チ (フチ) (三十六ウ6)

「カキ」 宅^チ烟^{エン} (四十一ウ3)

「ワタムセト」 誅^シ戮^{ロク} (三十九ウ6)

「ラセイシヤ」 自^ジ製^{セイ} (「ツクリ」) (四十八ウ1)

「チチナヒ」 甚^シ迂^ウ誕^{タン} (五十四ウ8)

「コバヒノ」 穢^{タイ}穢^{タイ} (二十七ウ1)

「アアハ」
蚊虻(八オ6)

到着(七ウ6)

彫弊(十三オ8)

佗人(十五オ10)

猛(十五ウ4)

減(十六オ2)

標形(十六オ3)

糞(二十一ウ1)

忿一怨(七オ8)

移一蹠(十五オ2)

蚊虻(カアフ) (十四7)

到一着(十二4)

彫弊(三十二3)

佗一人(三十九4)

猛(四十一1)

減(四十一3)

標形(四十一4)

糞(五十八2)

忿一怨(十七)

移一蹠(三十八1)

b、承德本が助詞、助動詞などを読添えない所を、楊守敬旧蔵本

は読添える(例抄出)

(f)楊守敬旧蔵本が「ハ」を讀添える(二十九例)

天有五衰一人有三八苦
(承德本十七オ4)

天有五衰一人有三八苦
守敬本四十五1)

(g)楊守敬旧蔵本が「ニ」を讀添える(十三例。承德本に「ニ」を

讀添える例▽印三例)

擬三首一途之間(十二オ3)

▽而ル比ニ(十四ウ3)

擬三首途之間(二十八6)

而ル比(三十六5)

(h)楊守敬旧蔵本が「ノ」を讀添える。(六例)

仏神有感(五ウ2)

仏神有感(二7)

(二)楊守敬旧蔵本が「ヌ」を讀添える(六例。承德本に「ヌ」を讀

添える例一例)

属三本夫家(七ウ3)

▽安居(十八オ7)

属三本夫之家(十二1)

安居(四十八7)

(h)楊守敬旧蔵本が「ナリ」を讀添える(三例)

錢櫃三百七十枚、兵士二倍
(六ウ6)

(i)楊守敬旧蔵本が「タリ」を讀添える(二例。承德本に「タリ」

を讀添える例二例)

寄三彼方岸(七オ5)

▽泛三於広河之江(七オ2)

(k)楊守敬旧蔵本に「ム」「タマフ」を讀添える(各一例)

人矢所中(八オ5)

起三八万軍(十七ウ8)

人矢之所中(十四4)

起三八万軍(四十七3)

(f)助動詞は「リ」、承德本に讀添える例五例、楊守敬旧蔵本に讀

添える例二例)

取三於同烈(十ウ4)

▽今日遭三苦(十七オ4)

(g)助動詞「シム」「ラル(二例)」「キ」を承德本に讀添える

火急追征(十一オ6)

取三於同烈(二十三6)

今日遭三苦(四十五1)

火急追征(左訓)

(二十六1)

c. 对句の上句末で、承德本が終止形式とする所を、楊守敬旧蔵本は下に続ける（二十三例。逆例七例）

「カチ」狩山而尋^ス 身踏^ヲ野而求^ム蹤^ヲ

（十一オ4）

「カウ」山而尋^ネ 身一踐^ニ 野二而求^ム蹤^ヲ

（二十一八6）

草木共^ニ 驪^ヲ以^テ 三十九日^ニ 發向^ス

（七ウ7）

草木俱^ニ 驪^ヲ以^テ 三十九日^ニ 發向^ス

（十二6）

▽請^ニ 頓命^ヲ 於^テ 夫兵^ニ（十六オ5）

請^ニ 頓命^ヲ 於^テ 夫兵^ニ（四十一7）

d 読添語の異同（助詞の異同二十例、助動詞の異同六例）

宿^ニ 於^テ 鮑室^ニ（十ウ3）

宿^ニ 於^テ 鮑室^ニ（二十三6）

去^リ 天慶元年^ニ 六月中旬^ニ（十ウ6）

去^リ 天慶元年^ニ 夏六月中旬^ニ（二十七5）

e. 実詞訓の異同（七十三例）

難^シ 廐^ト

（十二オ9）

「シ」廐^ト

（二十九5）

右の如き承德本が比較的即字的な訓法であるものや、

「ムス」結城郡（九ウ7）

「ムス」結城郡（二十七7）

「ツカム」事^ニ 於^テ 秦皇^ニ（五ウ9）

「ツカム」事^ニ 於^テ 秦皇^ニ（四3）

「ノリ」各騎（十六ウ8）

「ノリ」各騎（四十四1）

「ニウ」如き音便の相違もあり、漢字音の相違には、

「ニウ」驕^ニ 飾^ト（十八ウ5）

「ニウ」驕^ニ 飾^ト（二十五7）

「クワシ」矯^ニ 飾^ト（十八ウ5）

「クワシ」矯^ニ 飾^ト（五十二）

の如く、承德本が呉音で楊守敬旧蔵本が漢音のものもある。漢字音

で特に顕著な相違に、次の二つの場合がある。

(1) 開拗音を承德本でヤ行表記するのに対して、楊守敬旧蔵本では直音表記にする

「シム」食^ト（十六オ10）

「シム」食^ト（四十二6）

縦^ニ 容^ト（二十オ9）

縦^ニ 容^ト（五十五1）

「ウシヤ」承徳本^ニ 数句^ト（七ウ1） 羽翹^ト（三オ10） 蟪歛^ト（十五ウ2） 稜稜^ト（六ウ9） 虜掠^ト（七オ6） 服織^ト（七ウ8） 匿々^ト（十二オ7）

「カサクシ」楊守敬旧蔵本^ニ 呵噴^ト（五十九2） 生一分^ト（二十七3） 謹貴^ト（五十二4） 阿闍梨^ト（五十八4） 邪惡^ト（五十八25） 從兵^ト（五十七） 巡檢^ト（五十七5） 領^ト（四十二1） 主從^ト（二十一5） 主^ト（三十一8） 中甸^ト（二十五1） 乘馬^ト（十八2） 赫楨^ト（五十八8） 百懸^ト（五十一7） 黎庶^ト（五十一4） ▽一例「虜掠^ト」（四十二8）がヤ行表記

(2) 楊守敬旧蔵本には、イ段長母音表記があり、一方承德本にはイ段音を省く例がある。

「ヒチ」承徳本^ニ 挽^ト（四ウ7） 挽^ト（八オ4） 率^ト（九オ7）

「キエイ」楊守敬旧蔵本^ニ 氣色^ト（二十一2） 李陵^ト（二十五5）（二十二2）

「ヒチ」緋^ト（四十一8）

将門記の両本における右の如き訓法の相違の型と酷似するものに、性靈集における覺蓮房聖範の訓法と藤原教周の訓法とがある。

醍醐寺藏性靈集貞応二年（一二二三）書写加點本十帖は、卷第一・卷第六・卷第十の卷末識語によると、もと東寺長者隆澄僧正（文永三年（一二六六）八十六歳入滅）の所持本であって、貞応二年に彼

が覚蓮房阿闍梨（聖範。大東急記念文庫蔵性靈集建治三年刊本の識語による）の訓に拠って読み、更に宝治元年（一二四七）に文章博士藤原敦周（式家茂明の子。寿永二年（一一八三）六十五歳卒）の本によって校合移点し、更に菅原為長卿の本で校合したもので、その本を弟子法助准三后（仁和寺十七世。弘安七年（一二八四）五十八歳寂）に譲ったものである。右の敦周の本とは、敦周が北院御室守覚法親王（仁和寺十三世、醍醐寺勝覚付法弟子。建仁二年（一一〇二）五十三歳寂）の仰によって承安二年（一一七二）及び承安五年（一一七五）に点進したものである。全巻に施されている朱点墨訓及び褐色の訓点の中、朱ヲコト点は真言宗仁和寺所用の円堂点を用い墨仮名訓と共に覚蓮房阿闍梨の訓読（仁和寺系統のものと考えられる）を示し、褐色点は藤原敦周の訓読を示している。この両者の訓法の相違は、別に述べた所で、次の如くであった。

a. 覚蓮房の訓読が字音読の語句を敦周の訓読は和訓読とする。
 (二十七例、△逆例九例)

(覚蓮房訓読)

イニ丁

仮寐 (巻七)

難レ給 (巻八)

(敦周訓読)

イニ丁

仮寐 (巻七)

難レ給 (巻八)

b. 覚蓮房の訓読に対して敦周の訓読は助詞・助動詞の読添がある。(十二例)

覆 (巻七)

円ニ満ム一果 (巻八)

覆

円ニ満ム一果

c. 覚蓮房の訓読が終止形式の所を、敦周の訓読は連続形式とする。

(一例)

形 静 (巻九)

d. 読添語の相違。(十二例)

修ニ五威ニ則 (巻六)

忽臨 (巻七)

e. 実詞訓の相違。(四十例)

相違の中には、

都尽 (巻五)

憩 (巻十)

の如く、覚蓮房の訓読が即字的な傾向があり、又

和尚掩色 (巻二)

の如き、拗音表記に、将門記両本と同様な相違がある。しかもこれだけでなく、右の a e は、将門記の両本間に見られた相違の型と極めてよく一致する。但し楊守敬旧藏本の訓読の素性が判明していないので確かではない。しかしこの比較を通じて承德本の訓読が、真言宗などの僧侶の訓読調の強い訓法であることは窺われるのである。

(2) 承德本における助字の訓法の特徴

平安時代に、仏書と漢籍とはは訓法を異にし、特に助字の訓法にその相違が顕著であることが、近時判明して来た。この点から見て、承德本の「欲フ」「之(文末)」「漸ク」は、仏書読の特徴を示している。

「欲」欲フ 虜ニ領 王城 (十六ウ 5)

形 静

修ニ五威ニ則

忽臨

都 尽

憩

和尚 掩色

欲^フ死^ト (七オ10) 欲^フ (五オ5・七オ10・七ウ6)

「之^ヲ」秋風敗^レ之^ヲ (十オ3) 讒人隱^メ之^ヲ (十オ3)

莫^シ甚^キ 於^リ之^ノ (「之^ノ」に反点あり) (二十三ウ9) 等

「漸^ク」漸過^キ於^テ未^キ尅^ニ (二十三ウ2)

行^ク稍^ク公庭^ニ (二十六ウ4) 漸^ク (三十二オ4) 稍^ク (十五オ4)

更に仏書読の中でも、訓読者の宗派によって訓法上に相違があることも次第に判明しており、この点から、承德本の「者^モ」(人物を表わす)「不^レ」(不読)の訓法は、法相、三論宗などの古宗派ではなく、又天台宗にも非ずして、真言宗の訓法に合うものである。

「者^モ」滅^ル亡^ル者^モ (十九オ2) 知道^ル者^モ (二十三オ7)

中箭死者 (一ウ3) 者^モ (三ウ8・十オ8)

「不^レ」不^レ可^ク追捕^ス之^ヲ 慄^シ (十五ウ7)

「則^レ」見^ル其^ノ行^ヲ (「則^レ」甚^シ於^テ疾^ク狄^ク聞^ク其^ノ操^ヲ (「則^レ」伴^リ於^テ盜^ル賊^ニ (十オ1)

中でも「則^レ」の不読は、真言宗点本の一特徴と考えられるもので、承德本では全十七例が総て仮名を持たない。「便^チ」(五オ2・五ウ1)、「即^チ」(二十六ウ1)には「チ」の仮名があることに勘合すれば、不読であったと見られるのである。

五、真言宗関係者とヲオの仮名遣

将門記承德本の仮名には、右肩に単点を附して濁音符を示しているものがある。

鳩毒^ト (九オ6)、「チ」の濁点は単点。以下同) 賦^ズ (十三オ6)
仲夏^ニ (五ウ9) 振憶^シ (二十八オ2) 穀糲^ヒ (十五オ6)

別筆仮名・第一次仮名共に見られる。又、喉内撥音尾を「レ」で表記している。

惚^ル忙^ル (十オ1) 凶^ク髪^ル (二十五ウ2) 八^ハ邦^ニ (二十六オ2) 縦^シ容^ル (二十オ9)

別筆仮名に多いが第一次仮名にも見られる。右の濁音符・喉内撥音尾「レ」についてはそれぞれに築島博士の高説がある⁽¹³⁾。この符号の使用を築島博士は諸点本からの帰納的結果によって、法相宗か真言宗関係の僧とされた。これは表記よりの結果であり、彼は訓法よりの結果であるが、彼此勘合すれば、承德本の加点者は、やはり真言宗の僧ということに落ちて来るのである。基舜の周辺を考慮に入れることが出来るならば、それは高野山関係の僧侶ということになるであろう。

右肩単点の濁音符そのものが真言宗の僧と関係のあることについては、春日政治博士が、

とにかく濁音符として初に成立ったものは、管見の及ぶ所では右肩単点であって、而も最も多く表れてゐるが、それが又高野山若しくは高野山関係の点本に多いやうに感ずる。而も明算や寛智のものに特に著しく表れてゐる。勿論、明算や寛智から創められたとは言はれないが、想像が許されるならば、真言宗の主要経典が陀羅尼を中心としてゐて、それを読むのに、字音の清濁に厳密なる區別を要した為、かゝる注意点を附しはじめたものではなからうか。と推測せられた。又筆者は、仏書の和訓に附せられた声点が、真言宗関係点本に多いことに興味を覚えているが、これも亦、真言宗では、字音のみでなく和訓の声調にまで関心の及んだ証と考えられる(詳細は別稿を期したい)。さすれば、その種の加点者の中に、

ヲとオとの仮名遣を声調の相違によって違ひ分けることがあったと推定するのは、荒唐のこととも考えられないのである。

真言宗の真福寺に将門記承德本がいつから蔵せられたか詳かではないが、稲葉通邦は天明二年の模刻に際して、宝生院に古くより蔵せられ一時門外に出たことを誌している。真福寺には、別に遊仙窟文和二年本を蔵するがその書写識語「於加州能美郡板津庄今添中嶋大日寺学所書写畢」「賢智」の「大日寺」はやはり真言宗たることを推定させる。真福寺の東北方山中にある猿投神社には、神宮寺たる白鳳寺が明治初年まであり、高野山との交渉あり(『猿投神社誌』昭和二十三年)、高野山で書写した本も存するのである。筆者は先に、漢籍古点本が真言宗寺院に多く存することから真言宗僧と漢籍との密接なる関係に言及したが、国書についても真言宗と関係が深いらしい。例えば本朝文粹古点本の現存本の殆どが真言宗寺院に蔵せられており、真福寺には、卷第十二弘安三年堯順書写本、卷十四鎌倉期書写本があり、猿投神社には、卷十三が四種類四本、卷二が一本蔵せられ、高野山宝寿院には卷第六、石山寺には卷第五、卷第七(紙背は深賢抄物)、醍醐寺には卷第六延慶元年沙門禪兼書写本があり、成實堂文庫蔵卷第七は高山寺旧蔵本である。しかも鎌倉中期書写の「高山寺聖教目錄」には「本朝文粹二卷(朱合点)」の外多々の国書の存したことを示し、仁和寺書籍目錄にも「本朝文粹十四卷」の外、多くの国書が載せられている。将門記が真言宗関係僧によって読まれ、現に真言宗の寺院に存するのも偶然ではないと考へる。最後に、表音的性格の片仮名に、一定の規範に基く仮名遣が行われるか否かについて言及する。事情は甚だ異なるが、梅沢彦太郎氏蔵新撰朗詠集の漢詩句に施された片仮名の訓仮名は、既述の如く、

定家仮名遣に一致している。鎌倉期書写加点的この本は、奥書によると、嘉禄二年(一二二六)三月十四日に加点了した識語があり、藤原定家が藤原基俊の訓説を伝えたものであることが知られる。定家仮名遣が用いられているのは首肯出来る所である。将門記承德本の書写は、定家仮名遣成立以前のことである。本資料のヲオの仮名遣に窺われた態度が、他に影響する所があったか、この資料に止ったものか等の問題については尚今後の課題である。

(昭和四十三年十月一日稿)

注(1)「将門記の訓点」立命館文学二ノ七、昭和十年七月

(2)「承德本将門記の訓点」国語国文五ノ九、昭和十年九月

(3)「真福寺本将門記解説」(古典保存会本将門記附載)、大正十四年十一月

(4)大野晋「仮名遣の起源について」(国語と国文学昭和二十五年十二月)小松英雄「三卷本『色葉字類抄』における「ヲ」「オ」の分布とその分折」(国語学六十九輯、昭和四十二年六月)

(5)注(4)に同じ。又「藤原定家の仮名遣について」(国語学七十二輯、昭和四十三年三月)

(6)承德本十一丁表五行「貞盛」の「ヲ」の字体が酷似している。この「ヲ」は第一次仮名である。

(7)築島裕・小林芳規「高山寺蔵本一字頂輪王儀軌音義について」(国語学第七十一輯、昭和四十二年十二月)の「覚経年譜」

参照。

(8)奥書に「観応三(二)か」□(一三五二)「天竺中旬之候」文主千若丸」とあり、別に同神社蔵文集卷第四の奥書には、「于時文和二年(二三三三)七月中旬之比參州濕美郡於長仙寺雖為蕙筆

書写之云々」文主千若丸十五才」とある。

(9) 拙著「平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究」附載

「漢籍古点本奥書識語集」参照。

(10) 注9の拙著一三六九頁以下。

(11) 注9の拙著第一章参照。

(12) 「則」の他の例は、七オ10・八オ4・八ウ4・九ウ4・十二オ9・十三オ5・十三オ6・二十オ10・二十ウ1・二十三オ10・二十三ウ1・二十三ウ8・二十三ウ8・二十七オ7・二十七ウ4・二十七ウ5・二十八ウ1にあり全く訓がない。「便」は全十例の中初出の二例に「チ」の仮名があり、「即」も全三例の中の一例には「チ」の仮名がある。

(13) 「濁点の起源」(東京大学人文科学科紀要第三十二輯、昭和三十九年四月)「大慈恩寺三藏法師伝古点の国語学的研究」研究篇、二四一頁。

(14) 「高野山にて観たる古点本一二」(「古訓点の研究」所収) 九八頁。

(15) 前掲拙著六六頁以下。

(16) 拙稿「梅沢本新撰朗詠集の訓読語について」(訓点語と訓点資料二十六輯、昭和三十八年六月)

— 広島大学助教授 —